

洲本市健康増進（第3次）計画・食育推進（第3次）計画・自殺対策（第2次）計画策定 支援業務 仕様書

1. 業務名

洲本市健康増進(第3次)計画・食育推進(第3次)計画・自殺対策（第2次）計画策定支援業務

2. 業務の期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日

3. 業務の目的

国や兵庫県の動向、洲本市の健康や食に関する状況等を的確に把握し、将来を展望して、健康増進法第8条第2項に基づく「洲本市健康増進（第3次）計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「洲本市食育推進（第3次）計画」及び自殺対策基本法13条第2項及び「自殺総合対策大綱」に基づく「洲本市自殺対策（第2次）計画」について、計画の検証に基づく見直しを行い新たな計画を一体的に策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国や兵庫県の関連計画、健康増進や食育を取り巻く社会情勢、新たな自殺総合対策大綱、自殺総合対策センターから提供される自殺実態プロファイルや地域自殺政策パッケージの内容、洲本市の概要及び社会経済的特性等について、データや資料をもとに整理分析を行う。

- ・各種アンケートの活用（令和4年度に実施した調査について、委託者からの追加の集計指示があった場合には対応すること。）
- ・市の人口動態をはじめとした健康、食育推進等に関する統計データについて、国、県等との比較検討、分析
- ・現行計画の進捗状況の把握、分析・評価等

(2) 住民アンケート調査の実施、集計及び分析

住民の生活実態や健康状態、健康水準や食育、自殺問題に対する意識や行動等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、開封、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送・回収は委託者が行う。

[アンケート調査の実施概要]

	市民健康アンケート	中学生アンケート	小学生アンケート
対象	市民 2,000 人 20 歳以上 無作為抽出	中学生 約500人 中学2年生	小学生 約400人 小学5年生
用紙	A4 判 16 頁 中綴じ製本 1 色刷り	A4 判 8 頁 中綴じ製本 1 色刷り	A4 判 8 頁 中綴じ製本 1 色刷り

設問数	45 問程度	35 問 (40 項目) 程度	35 問 (40 項目) 程度
発送・回収方法	郵送	直接配布、回収	直接配布、回収
回収率※	50% (見込み)	100% (見込み)	100% (見込み)

※見込みを上回った場合も、回収したものを調査対象とする。

[委託者及び受託者の業務分担]

アンケート調査に係る委託者と受託者の業務分担は次のとおりとする。

なお、調査票の設計、クロス集計、結果の分析にあたっては、委託者と協議する。

作業内容	委託者	受託者
調査票の設計		○
調査票の確認、確定	○	
調査票の校正、補修正		○
調査票・封筒の作成及び印刷		○
対象者データの抽出	○	
宛名ラベルの作成	○	
宛名ラベルの貼付、封入封緘		○
調査票の発送 (市民アンケートの郵送費は受託者負担) ※学校を通じてのアンケートは発注者が対応する		○
調査票の回収 (市民アンケートの郵送費は受託者負担) ※学校を通じてのアンケートは発注者が対応する	○	
調査票開封		○
調査票の受け渡し		○
データ入力		○
単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問		○
結果の分析、評価		○
報告書の作成		○

[調査スケジュール (予定)] ※委託者と受託者にて要調整

令和 4 年 11 月 アンケート内容の確定

令和 4 年 12 月 調査票の発送

令和 5 年 1 月 調査票の回収

令和 5 年 3 月 結果の集計、分析・報告書の作成

(3) 計画策定に関連する情報収集及び本市への提供

①全国担当国会議資料等の要約版の作成

今後の計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議等について、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

②健康・食育等の分野・自殺に係る先進事例等の資料提供

計画における施策を検討する基礎資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例の情報収集を行い、提供すること。

③法律や制度などの動向に関する情報提供

健康分野に関する法律や制度の動向を常に把握し、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は、「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度が居よう・改正例等」をわかりやすく取りまとめること。

④各種会議に提出する計画の素案作成をすること。

- ・計画の構成の検討（基本理念、基本目標、具体的施策の設定等）
- ・構成項目に基づく施策の設定、素案作成
- ・各種会議における運営補助、課題の検討および計画への反映

(4) 計画策定委員会等の運営支援

①各種会議等への出席

※計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3回開催予定）及び二つの部会（各2回開催予定）の運営について、会議に必要な資料提供と資料作成を支援するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

②各種会議議事録の作成

参加した会議の議事録を作成すること。

(5) 関係団体に対する調査

健康増進・食育推進、自殺対策に係る活動を行う団体、管理栄養士、医療機関、事業主、学校等に対して健康課題や健康づくり施策、食生活の現状や食に関する意向、自殺対策の総合的・効果的な推進のための連携体制等について調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体などがシートに必要事項を記入する。関係団体などへの配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行う。

(6) 庁内関係課に対する調査

保健医療福祉関係課、子ども子育て支援関係課、教育関係課、産業関係課や住民窓口関係課、総合政策関係課等の健康・食育・自殺対策関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課はシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行う。

(7) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、健康・食育・自殺対策に関わる施策を実施するうえでの課題を整理し、ライフステージや地域性に着目しながら、重点課題を抽出する。

(8) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・兵庫県の施策及び洲本市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(9) 計画の骨子案・素案の作成

上記、各種データ分析の結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の提案を行うこと。

(10) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを洲本市が実施するにあたり、実施方法や取りまとめに関するアドバイスを行い、回答に関する必要な資料提供・助言を行う。

5. 成果品

- ・調査結果報告書（A4判、100頁程度、1色刷）50部、電子媒体（データCD-ROM）
- ・計画書（A4判、100頁程度、1色刷）50部、電子媒体（データCD-ROM）
- ・計画書概要版（A4版、8頁程度、4色刷）21,000部、電子媒体（データCD-ROM）
- ・その他関係資料一式（電子媒体を含む）

6. その他

- ・受注者は、十分な連絡、調整、協議を行うこととし、本市が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切なアドバイスや調整を行うこと。
この契約に疑義が生じた場合は、速やかに双方が協議する。
- ・本仕様書に記載のない事項について、業務遂行上必要と思われる追加作業が発生した場合には、委託者と受託者の協議の上、対応を決定すること。
- ・受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ・成果物の著作権は業務完了後、委託者に譲渡すること。
- ・この業務の委託料は、業務終了後年度ごとに受託者からの請求により支払う。